

において「ごみ処理経費については、現在負担していただいている排出事業者のみではなく、一般家庭についても応分の負担を求めていく必要がある。」との意見が出されているとともに、国においても、有料化に向けて未実施の市町村を支援する方針が示されています。

このことから本市においても有料化を実施することでさらなるごみの減量化を図ろうとするものです。

有料化で期待できる効果

一人ひとりがごみを少なくしようと努力する（発生抑制）。

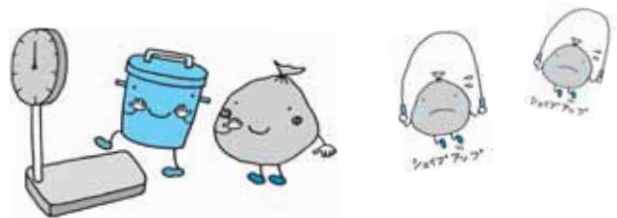
減らす努力をしている人とそうでない人との間に不公平が生じないようにする。

一人ひとりが環境を意識した行動を起こすきっかけとなる。

ごみを減らすことは、生活そのものを見直すことから始まります。

無駄に使われている資源やエネルギーを節約することは、地球温暖化防止に役立ちます。

『人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取』の実現は、市民一人ひとりの努力にかかっています。



実施内容の概要（案）

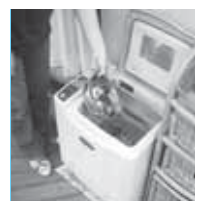
開始 平成 19 年 10 月～
方法 有料指定袋で手数料をいただきます。
※現在の袋代は原価のみの負担です。
対象 「可燃ごみ」と「プラスチックごみ」の 2 種類とします。（それぞれの指定袋に入れて出していただきます。）

料金 **※袋 1 枚あたり（原価込み）**

	可燃ごみ	プラスチックごみ
大 (45 ㇿ)	60 円	30 円
中 (30 ㇿ)	40 円	20 円
小 (20 ㇿ)	30 円	15 円
極小 (10 ㇿ)	15 円	

※プラスチックごみ用の極小袋はありません。

運用 減量化、資源化および環境施策に充てます。（生ごみ処理機購入補助、マイバック推進、地球温暖化の防止など）



その他 レジ袋削減運動、不法投棄対策の強化などの施策も併せて実施します。



ご意見のあて先はこちらです

みなさんのご意見をお待ちしています！



生活環境課 坂本正夫 課長

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 10 月 16 日（月）から市役所本庁舎総合案内所・生活環境課／市役所駅南庁舎総合窓口／各総合支所市民生活課／各地区公民館など
※鳥取市ホームページにも掲載しています（アドレスは表紙参照）。

提出期限 11 月 6 日（月）必着

提出・問い合わせ先

市役所本庁舎生活環境課

☎ (0857)20-3128 ☎ (0857) 20-3045
 電子メール kankyo@city.tottori.tottori.jp